

茅野市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第2項の規定により、令和8年8月9日執行の長野県知事選挙における投票所の閉鎖時刻を、次のとおり繰上げた。

令和8年7月23日

茅野市選挙管理委員会

委員長 荒尾 勝明

別紙のとおり

投票区投票所名	投票所の 閉鎖時刻	投票所の施設名
第1投票区投票所	午後7時	ちの上原公民館
第2投票区投票所	午後7時	ちの横内公民館
第3投票区投票所	午後7時	茅野駅前公会堂
第4投票区投票所	午後7時	仲町区民会館
第5投票区投票所	午後7時	塚原区民館
第6投票区投票所	午後7時	本町公民館
第7投票区投票所	午後7時	城山公民館
第8投票区投票所	午後7時	宮川高部公民館
第9投票区投票所	午後7時	宮川新井公民館
第10投票区投票所	午後7時	宮川安国寺公民館
第11投票区投票所	午後7時	宮川中河原公民館
第12投票区投票所	午後7時	中央公民館
第13投票区投票所	午後7時	宮川西茅野公民館
第14投票区投票所	午後7時	宮川坂室公民館
第15投票区投票所	午後7時	宮川両久保公民館
第16投票区投票所	午後7時	宮川田沢公民館
第17投票区投票所	午後7時	宮川丸山区民会館
第18投票区投票所	午後7時	宮川ひばりヶ丘公民館
第19投票区投票所	午後7時	米沢埴原田公民館
第20投票区投票所	午後7時	米沢地区コミュニティセンター
第21投票区投票所	午後7時	米沢塩沢公民館

投票区投票所名	投票所の 閉鎖時刻	投票所の施設名
第22投票区投票所	午後7時	豊平南大塩公民館
第23投票区投票所	午後7時	豊平山寺公民館
第24投票区投票所	午後7時	豊平福澤公民館
第25投票区投票所	午後7時	豊平下古田公民館
第26投票区投票所	午後7時	豊平上古田公民館
第27投票区投票所	午後7時	豊平塩之目公民館
第28投票区投票所	午後7時	中大塩地区コミュニティセンター
第29投票区投票所	午後7時	玉川山田公会堂
第30投票区投票所	午後7時	玉川栗沢区民会館
第31投票区投票所	午後7時	玉川神之原公民館
第32投票区投票所	午後7時	玉川子之神公民館
第33投票区投票所	午後7時	玉川穴山鳳鳴館
第34投票区投票所	午後7時	玉川小泉区民会館
第35投票区投票所	午後7時	泉野大日影公民館
第36投票区投票所	午後7時	泉野下槻木公民館
第37投票区投票所	午後7時	泉野上槻木公民館
第38投票区投票所	午後7時	泉野小屋場区公民館
第39投票区投票所	午後7時	泉野中道公民館
第40投票区投票所	午後7時	金沢地区コミュニティセンター
第41投票区投票所	午後7時	金沢木舟公民館
第42投票区投票所	午後7時	湖東中村公民館

投票区投票所名	投票所の 閉鎖時刻	投票所の施設名
第43投票区投票所	午後7時	湖東地区コミュニティセンター
第44投票区投票所	午後6時	湖東笹原公民館
第45投票区投票所	午後6時	北山柏原公民館
第46投票区投票所	午後6時	北山湯川公民館
第47投票区投票所	午後6時	北山芹ヶ沢区民会館
第48投票区投票所	午後6時	北山糸萱区民会館
第49投票区投票所	午後6時	北山白樺湖公民館
第50投票区投票所	午後6時	北山蓼科高原会館
第51投票区投票所	午後7時	玉川小堂見公民館